

小型船舶係留施設使用者募集要項

1 施設の概要

玉野市田井5丁目630-5地先 野々浜港小型船舶係留施設

浮桟橋 (A:延長60m 幅2.0m、B:延長90m 幅2.0m 一隻あたりの平均利用幅2.5m)

護岸 (延長110m 一隻あたりの平均利用幅2.5m)

2 問合せ

玉野市役所2階 建設部土木課

玉野市宇野1丁目27番1号 TEL(0863)32-5540

午前8時30分から午後5時15分(ただし、土曜・日曜・祝日・年末年始は除く。)

3 募集する船舶

以下の条件をすべて満たす船舶

- (1) 市税及び係留施設使用料に滞納のない個人又は法人が所有する船舶であること。
- (2) 現在、マリーナや野々浜港に保管していない船舶であること。
- (3) 総トン数5トン未満、船長9.99m以下、船幅2.49m以下、きつ水1m未満の船舶であること(いずれも「船舶検査手帳」に記載のものとする)。
- (4) 船舶検査証書の有効期限を有している船舶であること。
- (5) 漁船法または遊漁船法に基づく登録を受けていない船舶であること。
- (6) 水上バイク・ミニボート、ヨット類以外の小型船舶であること。

4 申込時に必要な書類(各一部)

- (1) 野々浜港小型船舶係留施設使用申込書(様式ア)
- (2) 誓約書(様式イ)
- (3) 「船舶検査証書」の写し
- (4) 「船舶検査手帳」(表紙及び中間検査等記載箇所)の写し
- (5) 「小型船舶登録事項通知書」の写し
- (6) 申込者の「小型船舶操縦免許証」(法人の場合は代表者もしくは組織内の免許証保持者)の写し
- (7) 船舶全体の写真(正面1枚及び側面1枚の計2枚)
※側面写真は当該船舶の船検番号が確認できるものに限りします。

以下に該当する場合は、下記の書類を提出してください。

- ・ 申込者が法人の場合、又は申込者が来庁できない場合は、委任状(様式エ)
代理人の本人確認書類(運転免許証・保険証など)の提示、もしくは写しを添付
- ・ 共同所有の場合は、小型船舶共同所有者名簿(様式オ)
共同所有者全員の本人確認書類(運転免許証・保険証など)の写しを添付
- ・ 所有者以外の権限に基づき使用している場合は、所有者の承諾書(様式ウ)
この場合の「所有者」は船舶販売会社に限り(個人は不可)。
割賦販売(ローン)契約書の写しを添付

5 申込についての注意

- (1) 申込は船舶の所有者本人が直接、土木課に来庁してください。(郵送不可)
なお、本人が来庁できない場合は、委任状(様式エ)が必要です。
また、所有者以外の権限に基づき使用している場合は、使用者が申込を行ってください。
- (2) 申込時に、3「募集する船舶」の条件に合致し、かつ4「申込時に必要な書類」が整っているかどうかを審査します。不備がある場合は、受付できないことがあります。
- (3) 虚偽の申込など不正行為のあった場合は、その申込を無効とします。

6 使用料

使用許可を受けた者は、玉野市港湾施設条例に定める使用料（下記）を指定する方法で納期限までに必ず全額納付してください。使用料に滞納が生じた場合は、許可の取り消し、あるいは許可の更新を行わないことがあります。

条例の改正により使用料が改正されたときは、改正後の使用料の額とします。

年度途中からの係留許可の場合は、月額使用料×当年度内の使用月数 で算定します。

また、既納の使用料については還付しません。

	単位	使用料	備 考
護 岸	1 月	5,640 円	全長が6 m以上10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		3,820 円	全長が6 m未満で船室等を設けていないもの
	1 年	56,450 円	全長が6 m以上10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		38,340 円	全長が6 m未満で船室等を設けていないもの
浮棧橋	1 月	7,650 円	全長が6 m以上10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		5,420 円	全長が6 m未満で船室等を設けていないもの
	1 年	76,700 円	全長が6 m以上10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		54,320 円	全長が6 m未満で船室等を設けていないもの

7 使用許可の条件

使用の許可にあたっては、次のような事項を遵守していただく必要があります。

使用許可の条件について、事前にご理解いただいていることを証するため、必ず誓約書を提出してください。

- 1 施設の使用にあたっては、当市係員の指示に従い、善良な使用を遵守すること。
- 2 許可期間内であっても次の場合は、許可を取り消すことがある。
 - (1) 公益上、港湾管理上若しくは市が施工する工事のため必要があると認めたとき。
 - (2) 玉野市港湾施設条例及びこの条例に基づく規則、その他関係法令等に違反したとき。
 - (3) 港湾の状況の変化その他許可の後に起こった事実により必要があると認めたとき。
 - (4) 施設の利用に際して、ごみの不法投棄、暴力的不法行為その他違法行為により、他の利用者に迷惑をかけるなど施設の秩序ある利用を妨げていると市が認めたとき。
 - (5) 集团的または常習的に暴力的不法行為その他違反行為を行う恐れのある者及びその組織若しくはその関係者の所有または使用している船舶であるとき。
- 3 当施設は場所を提供するだけのものであり、施設利用にあたり船舶の保守管理は、利用者の責任と負担で行うものとする。したがって当施設での盗難、き損、流失、事故等による損害については、施設管理者は、一切その責任を負わないものとする。
また、異常気象における損害発生についても同様とする。
- 4 施設の使用又は行為に起因して施設並びに第三者に損害を与えた場合は、使用者の負担と責任において、原形復旧及び損害の賠償を行うこと。
- 5 係留船舶の変更がある場合には事前に変更の許可を受けること。
ただし、本要項3の基準を満たさない船舶への変更は認めない。当施設に許可を受けた船舶以外の船舶を係留した場合は、許可を取り消すことがある。
- 6 使用許可を権利として第三者に譲渡、あるいは貸付の対象としてはならない。
- 7 許可の取り消しを受けた者に対しては、以後小型船舶係留施設の使用を許可しない。